

熊本県公報

第 1 1 2 9 2 号
平成 17 年 7 月 29 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○字の区域の変更	(市町村総室) 1
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(交通安全・青少年課) 1
○指定居宅サービス事業所(通所介護)の指定	(高齢者支援総室) 2
○道路の区域変更	(道路総務課) 2
○ "	(") 2
○道路の供用開始	(") 3
○ "	(") 3
○口頭により開示請求をすることができる個人情報	(私学文書課) 3
○字の区域の変更	(市町村総室) 5
○漁業取締船「あまくさ」建造工事に係る一般競争入札後の落札者決定	(漁政課) 5
○生活保護法の規定による介護機関の指定	(生活保護・援護課) 5
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定の取消	(障害者支援総室) 6
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 6
公 告	
○団体営土地改良事業の認可	(農村計画課) 7
○建設業法第29条の2の規定に基づく公告	(監理課) 7
○公共測量の実施	(") 8
○土地改良区役員の住所変更	(農村計画課) 8
○男性警察官用合ワイシャツの一般競争入札の実施	(管理調達課) 8
○男性警察官用合服の一般競争入札の実施	(") 10
○肥料登録有効期間更新	(経営技術課) 13
○工事の検査済証交付及び工事完了	(建築課) 13
○車帰橋撤去に伴う発生鋼材の売却にかかる一般競争入札の施行	(道路整備課) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 14
○ "	(") 14
○開発行為工事完了	(建築課) 15

告 示

熊本県告示第937号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨錦町長から届出があった。
上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
西	向才田代	457の2、459の2、461の2、475の2、476の2、477の2、 478の2、480の2、482の2及びこれらの区域に介在する 水路である国有地の全部	西	抜の口

熊本県告示第938号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により少年に優良な興行として、平成17年7月20日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	星になった少年 (東宝) 皇帝ペンギン (ギャガGシネマ) ヒノキオ (松竹)	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
奥山鹿温泉デイサービス倶楽部 山鹿市平山235番地	奥山鹿温泉旅館有限会社	平成17年7月15日

熊本県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年7月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字溝口 3645番3地先から 同村甲字松本 3444番地先まで	前	5.6 ～ 49.3	1,245.2	付替道路
		球磨郡五木村甲字溝口 3645番3地先から 同村甲字松本 3444番地先まで	後	5.6 ～ 49.3	1,245.2	
		球磨郡五木村甲字溝口 3637番2地先から 同村甲字松本 3455番2地先まで		10.3 ～ 58.4	900.4	

2 区域変更する期日 平成17年7月29日

熊本県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年7月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	六嘉秋津 新町線	上益城郡嘉島町大字上六嘉字龍ノ前 663番地先から 同大字 字藤前 289番1地先まで	前	13.3 ～ 20.0	160.0	交 安 一 般 1 種
			後	14.0 ～ 21.0		

2 区域変更する期日 平成17年7月29日

熊本県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年7月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般 県道	上椎葉湯前 線	球磨郡水上村大字江代字鶴 896番1地先から	240.0	緊 道 整
		同字 845番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年7月29日

熊本県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年7月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般 県道	坂瀬川御領 線	天草郡苓北町大字坂瀬川字種草 1464番地先から	130.0	橋 梁 改
		同大字字越路 1523番6地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年7月29日

熊本県告示第944号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県臨時職員採用試験	教養試験不合格者に対しては教養試験の順位及び得点、人物試験受験者に対しては総合順	合格発表の日から1月	<教養試験不合格者> 下記のうち、試験申込先の課 <人物試験受験者>
-------------	--	------------	--